

開発行為等の計画申出に係る事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、開発行為等の適正化に関し、関係自治会（区）の協力を得て地域の均衡ある発展と住民サービスの向上を図るため、各担当課相互に関連する事項についての調整を行い、公共事業等との整合性の保持、公害問題等の未然防止のために必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条に定める都市計画区域以外の区域に適用する。

(対象とする開発行為等)

第3 調整を行う開発行為等は、し尿処理、雑排水処理、騒音、悪臭等により環境保全に影響を与えるおそれのある工場、廃棄物処理施設、レジャー施設等の新増、改築、又は風俗営業施設及びその類似施設、名称の如何に関わらず善良な風俗、環境を損なうおそれのある建築物や自動販売機の設置、並びに住宅団地等の造成を対象とする。

(申出書の提出)

第4 地域自治センターの開発を担当する課（以下、開発担当課という）は、計画されている事業が第3の開発行為等に該当すると認められた場合、その他関係課と協議し開発行為等計画申出書の提出について指導する。

2 開発担当課は当該計画書の提出に際し、事業計画者が、事前に開発行為等を計画する関係自治会（区）並びに関係住民に対して事業概要を説明するとともに、事業実施に対する地域の同意を得るように指導する。

(調整事項)

第5 第4により提出された申出書の内容について、自然環境及び生活環境に及ぼす影響について検討するとともに、必要となる開発手続等について調整を行う。この際、必要に応じて事業計画者及び関係者から事情聴取を行う。

(調整会議)

第6 調整は、関係課等の会議又は稟議により行うものとし、その運営等は次によるものとする。

(1) 会議又は稟議書は、第4の申出書に基づいて開発担当課が招集又は起案する。

(2) 会議又は稟議による調整事項の記録、整理等は、開発担当課で行う。

(決議の合議等)

第7 会議又は稟議において調整を終了した案件の決裁に際しての合議は、会議内容及び稟議書の記録をもって合議を了したものとみなし原則として省略するが、当該調整が他の許可等に重大な関係を有するものに限り、関係課の申出に基づいて、合議又は文書で協議を行うものとする。

(調整結果の通知)

第8 申出書に係る開発行為に対して調整が完了したときは、開発担当課において、その結果を事業計画者に対して速やかに通知するものとする。

(調整後の指導)

第9 申出のあった開発行為等が、調整を図った内容に適合しているかどうかについて、関係する課等において、事業計画者に対し必要な限度において報告、資料の提出を求め、検査、指導を行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年3月6日から施行する。